

家庭用品とは?

【有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律】より

衣類や洗浄剤など私達が日常生活で使用している様々な生活用品をいいます。

衣類などの繊維製品、接着剤、洗浄剤、塗料などについては、有害物質の規制を受けています。

ただし、医薬品、化粧品、おもちゃ、食器、食品など、他の法律により、安全対策がとられているものは 除きます。

規制のある家庭用品の例







規制のある家庭用品について

衣類 (繊維製品)

衣類には、防しわ剤、防虫剤などさまざまな化学物質が使われています。そのなかで、衣類のしわや縮み を防ぐために広く使われているのが、ホルムアルデヒドです。

ホルムアルデヒドは刺激の強い物質なので、**高濃度のホルムアルデヒドを含有する衣類を着用すると皮膚 炎をおこす恐れ**があります。そこで、ホルムアルデヒドによる健康被害を防止するため、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」で、基準値が設けられています。

特に乳幼児の肌は敏感なので、乳幼児用衣類は、大人より規制が厳しくなっています。しかし、保管状態によっては、タンスなどに使用されている合板や接着剤からホルムアルデヒドが放散され、衣類の繊維に付着し、吸収されてしまいます(「移染」といいます)。

そのため、新生児用衣類の包装には、「ホルムアルデヒド移染防止のため袋から取り出さないでください」 などの表示がされています。

⚠ご注意

購入するとき

- ★ 乳幼児用衣類は、包装のしっかりしたものを選ぶ
- ★ 選ぶときに、むやみに袋から取り出さない



- ★ 新品・長期保管後は、着用する前に一度洗濯をする
- ★ 着用するまで袋から取り出さない



保管するとき

- ★ 肌に直接触れる下着や乳幼児の衣類は区別する
- ★ 新しいタンスで刺激臭がしたときや移染が心配なときは、 ポリ袋に入れて保管する
- 衣類用防虫剤を使用する場合は…
- 衣類用防虫剤は、揮発性があり、誤った使い方をすると健康被害を起こすことがあります。
 - ▶ 使用上の注意を守る
 - ▶ 密閉性のあるタンスや容器で使用する
 - ▶ 異なる種類の防虫剤を一緒に使用しない
 - ▶ 定期的に部屋の換気を行う







洗浄剤

トイレ、お風呂などに使用される洗浄剤には、塩化水素・硫酸・水酸化ナトリウム・水酸化カリウムなどの化学物質が含まれているものがあります。これらの化学物質は、場合によっては、健康被害をおこす恐れがあります。



ご注意!

購入するとき

- ★ 容器やふたがしっかりしたものを選ぶ
- 使用するとき
- ★「使用上の注意」をよく読み、必ず守る
- ★ マスク、手袋、保護用メガネを着用する
- ★ 使用の際には換気する
- ★ 種類の異なる洗浄剤は混ぜない、一緒に使用しない
- ★ 使い終わった洗浄剤の容器に別の洗浄剤を移し 替えない
- ★ 皮膚など身体についたときは、すぐに洗い流す
- ★ 身体の異常を感じたら、ただちに使用を中止し、 医師の診察を受ける
- ★ こどもの手の届くところに置かない
- ★ 缶詰、食品などと一緒に置かない
- ★ コップやペットボトルなどの飲食容器に移し替えない









保管するとき

エアゾル製品

エアゾル製品 (スプレー製品) は、霧状であるため、内容物を吸い込む可能性があります。有機溶剤が含まれているものもあり、これらを閉めきった室内で使用し、**吸い込んでしまうと、健康被害をおこす恐れがあります。**



ご注意!

使用するとき

- ★「使用上の注意」をよく読み、必ず守る
- ★ 使用の際には換気する
- ★ 火気のそばで使用しない
- ★ 長時間の連続使用は避ける
- ★ 散布は風上から風下に向かって行う
- ★ 皮膚など身体についたときはよく洗う
- ★ 身体の異常を感じたら、ただちに使用を中止し、医師の診察を受ける

保管するとき

- ★ こどもの手の届くところに置かない
- ★ 火の近くや高温になる場所を避けて保管する





規制のない家庭用品について



ピアスや指輪など、装飾品金属が原因となる健康被害には、金属アレルギーなどがあり、ニッケルやコバルトなどの金属が装飾品より溶け出して症状が発現すると考えられています。他にも時計やゴム・ビニール手袋が原因となり、接触皮膚炎など、皮膚障害が起きることもあります。





使用するとき

- ★ 初めて装着する場合などは、皮膚障害が現れていないかよく観察する
- ★ 症状が出た場合は、原因と思われる製品の装着を避けて、別の素材の ものに変更するか、直接皮膚に接触しないように装着する
- ★ 夏場や運動時など、汗を大量にかく可能性があるときには、特にご注意!

◎ 誤飲・誤食にご注意!!

保護者が近くにいても、こどもはちょっとした隙に身の回りのものを口にいれてしまいます。誤飲・誤食をする可能性

- があるものを極力、こどもの手の届
- く場所に置かないようにしましょう。 また、誤飲・誤食を防ぐためにも、
- 🌘 洗浄剤などは、コップやペットボトル
- などの飲食容器に移し替えないようにしましょう。



家庭用品を使用時に、症状が発現した場合には、原因と思われる製品の装着・使用を避け、早急に専門医の診察を受けましょう。

日頃からご自分の体質について認識 し、家庭用品の使用前には必ず注意 書きをよく読み、正しく取り扱うよう にしましょう。

お問合せ先

横浜市医療局生活衛生課 又は最寄りの各区福祉保健センター生活衛生課へ

区	電話番号	区	電話番号	区	電話番号
鶴見	510-1845	保土ケ谷	334-6363	青葉	978-2465
神奈川	411-7143	旭	954-6168	都筑	948-2358
西	320-8445	磯子	750-2452	戸塚	866-8476
ф	224-8339	金沢	788–7873	栄	894-6967
南	341-1192	港北	540-2373	泉	800-2452
港南	847-8445	緑	930-2368	瀬谷	367-5752

発行

横浜市医療局生活衛生課

横浜市中区本町6-50-10 電話:045-671-2456 FAX:045-641-6074

平成23年3月作成(令和6年2月改訂)